

議案第 66 号

日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和 5 年 8 月 30 日提出

日進市長 近藤 裕貴

1 提案理由

この案を提出するのは、資源物のうちプラスチックに係るものをプラスチック製容器包装だけでなく、プラスチック製品も一括で回収することに伴い、日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

別表の資源物プラスチック製容器包装の名称をプラスチックに改める。

日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例 第 号

日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年日進町条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第9条関係)			別表(第9条関係)		
種別	取扱区分	手数料	種別	取扱区分	手数料
し尿	収集、 運搬及 び処分	略	し尿	収集・ 運搬及 び処分	略
ごみ	収集、 運搬及 び処分	略 資 源 物 略	ごみ	収集・ 運搬及 び処分	略 資 源 物 略
		略			略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の資源物プラスチック製容器包装の袋で残存するものは、当分の間、この条例による改正後の資源物プラスチックの袋として使用することができるものとし、一般廃棄物処理手数料の収集、運搬及び処分に係る手数料については、この条例による改正後の資源物プラスチックの袋とみなして、改正後の別表の規定を適用する。

議案第 6 7 号

日進市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部改正について

日進市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和 5 年 8 月 30 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、法令に基づかない医療費の支給に関する事務について、個人番号を独自利用することで、加入している健康保険の資格を証明する書類等の提出を不要とするために条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

法令に基づかない医療費の支給に関する事務について、個人番号による情報連携を独自利用するための規定の整備を行う。

日進市行政手続における個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例 第 号

日進市行政手続における個人番号の利用に関する条例(平成27年日進市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第4条関係)		別表第1(第4条関係)	
機関	事務	機関	事務
1 市長	略	1 市長	略
1の2 市長	日進市障害者医療費支給条例(昭和48年日進町条例第22号)による障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		
2 市長	略	2 市長	略
2の2 市長	日進市ひとり親家庭等医療費支給条例(昭和53年日進町条例第14号)によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		
3 市長	略	3 市長	略
3の2 市長	日進市子ども医療費支給条例(平成13年日進市条例第39号)による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		
3の3 市長	日進市精神障害者医療費支給条例(平成15年日進市条例第2号)による精神障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		
略		略	
11 市長	略	11 市長	略
12 市長	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に準じて行う後期高齢者福祉医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 68 号

日進市子ども医療費支給条例の一部改正について

日進市子ども医療費支給条例の一部を次のとおり改正する。

令和 5 年 8 月 30 日提出

日進市長 近藤 裕貴

1 提案理由

この案を提出するのは、高校生等の入院医療費の助成に加え、新たに通院医療費を助成することで、子育て世帯の経済的な負担を軽減し、及び子どもの健やかな成長を支援するため、日進市子ども医療費支給条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 高校生等の医療費の支給の範囲について、入院に限定していた規定を削る。
- (2) その他必要な規定の整理を行う。

日進市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例 第 号

日進市子ども医療費支給条例(平成13年日進市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 略	第2条 略
2 略	2 略
	3 <u>この条例において「未就学児」とは「子ども」のうち6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u>
	4 <u>この条例において「就学児」とは「子ども」のうち未就学児以外の者をいう。</u>
(受給資格者)	(受給資格者)
第3条 この条例により子ども医療費の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、国民健康保険法の被保険者若しくは規則に規定する法令(以下「社会保険各法」という。)による被扶養者である子どもの保護者、15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもであって18歳に達しないもののうち、 <u>国民健康保険法</u> による世帯主若しくは組合員若しくは社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者であるもの又は18歳に達した子どもとする。	第3条 この条例により子ども医療費の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、国民健康保険法の被保険者若しくは規則に規定する法令(以下「社会保険各法」という。)による被扶養者である子どもの保護者、15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子ども(<u>以下「高校生等」という。</u>)であって18歳に達しないもののうち、 <u>同法</u> による世帯主若しくは組合員若しくは社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者であるもの又は18歳に達した子どもとする。
2 略	2 略
(支給の範囲)	(支給の範囲)
第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則の定める手続に従い、	第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付(<u>高校生等にあっては、入院に係るものに限る。</u>)が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の

<p>受給者(受給資格者であり、次条の子ども医療費受給者証の交付を受けた者をいう。以下同じ。)に対し、その満たない額に相当する額を子ども医療費(以下「医療費」という。)として支給する。</p>	<p>額に満たないときは、規則の定める手續に従い、受給者(受給資格者であり、次条の子ども医療費受給者証の交付を受けた者をいう。以下同じ。)に対し、その満たない額に相当する額を子ども医療費(以下「医療費」という。)として支給する。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 受給者証の交付その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行なうことができる。

(経過措置)

3 この条例による改正後の日進市子ども医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給について適用し、同日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

(適用区分)

4 この条例の施行の際現に日進市精神障害者医療費支給条例(平成15年条例第2号)第6条第1項第2号に規定する受給者証の交付を受けている者のうち、15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子ども又はその保護者は、改正後の日進市子ども医療費支給条例の受給資格者としない。

議案第 69 号

日進市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び
日進市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

日進市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び日進市特定
教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次
のとおり改正する。

令和 5 年 8 月 30 日提出

日進市長 近藤 裕貴

1 提案理由

この案を提出するのは、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴
う関係法律の整備に関する法律等の施行による関係する府省令の改正及び地域の自
主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法
律の制定に伴う就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する
法律の改正により、日進市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例及び日進市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 「厚生労働大臣が定める指針」を「内閣総理大臣が定める指針」に改める。
- (2) その他必要な規定の整理を行う。

日進市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び日進市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和　年　月　日
条例第　号

(日進市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条　日進市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年日進市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育の内容)</p> <p>第25条　家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>(保育の内容)</p> <p>第25条　家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>

(日進市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条　日進市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年日進市条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第10項</u>の規定による公示がされたも</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第11項</u>の規定による公示がされたも</p>

<p>のに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針</p> <p>2 略</p> <p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(<u>同令</u>第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。)にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。</p> <p>2 略</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>のに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針</p> <p>2 略</p> <p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(<u>同省令</u>第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。)にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。</p> <p>2 略</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 70 号

日進市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日進市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正する。

令和 5 年 8 月 30 日提出

日進市長 近藤 裕貴

1 提案理由

この案を提出するのは、放課後児童支援員の資格要件を緩和することにより、将来的な放課後児童支援員の安定的な確保を図るため、日進市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

放課後児童支援員の資格要件について、放課後児童支援員とみなすことのできる研修修了予定者を規定する。

日進市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

令和　年　月　日
条　例　第　号

日進市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年日進市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (職員に関する経過措置)</p> <p>2 <u>当分の間、第10条第3項の規定の適用について</u>は、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(<u>その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。)</u>」とする。</p>	<p>附 則 (職員に関する経過措置)</p> <p>2 <u>この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用について</u>は、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(<u>令和2年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)</u>」とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 71 号

令和 5 年度日進市一般会計補正予算（第 6 号）について

令和 5 年度日進市一般会計補正予算（第 6 号）を次のとおり提出します。

令和 5 年 8 月 30 日提出

日進市長 近藤 裕貴

提案理由

地方自治法第 218 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和 5 年度（第 6 号）

日進市一般会計補正予算書

令和5年度日進市一般会計補正予算（第6号）

令和5年度日進市の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ532, 296千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30, 404, 344千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年8月30日提出

日進市長 近藤裕貴

第1表

歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
15. 国庫支出金		5,005,010	5,938	5,010,948
	1. 国庫負担金	3,581,603	134	3,581,737
	2. 国庫補助金	401,688	4,758	406,446
	4. 国庫交付金	1,006,713	1,046	1,007,759
16. 県支出金		2,289,370	19,616	2,308,986
	1. 県負担金	1,410,707	366	1,411,073
	2. 県補助金	711,640	5,690	717,330
	3. 委託金	152,330	13,560	165,890
18. 寄附金		668,005	1,000	669,005
	1. 寄附金	668,005	1,000	669,005
19. 繰入金		1,204,924	△851,118	353,806
	1. 特別会計繰入金	4,612	31,287	35,899
	2. 基金繰入金	1,200,312	△882,405	317,907
20. 繰越金		300,000	1,311,245	1,611,245
	1. 繰越金	300,000	1,311,245	1,611,245
21. 諸収入		845,076	8,615	853,691
	4. 雑入	717,103	8,615	725,718
22. 市債		287,000	37,000	324,000

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
	1. 市債	287,000	37,000	324,000
	歳入合計	29,872,048	532,296	30,404,344

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 総務費		3,350,836	474,025	3,824,861
	1. 総務管理費	2,658,186	484,162	3,142,348
	2. 徴稅費	381,518	4,807	386,325
	3. 戸籍住民基本台帳費	198,585	2,327	200,912
	4. 選挙費	71,529	△17,271	54,258
3. 民生費		13,936,540	24,789	13,961,329
	1. 社会福祉費	6,224,641	10,575	6,235,216
	2. 児童福祉費	7,345,450	14,214	7,359,664
4. 衛生費		3,643,770	△966	3,642,804
	1. 保健衛生費	1,641,224	△966	1,640,258
6. 農林水産業費		132,242	0	132,242
	1. 農業費	129,610	0	129,610
8. 土木費		2,790,056	4,736	2,794,792
	2. 道路橋梁費	605,896	366	606,262
	4. 都市計画費	1,884,108	4,370	1,888,478
9. 消防費		998,439	6,404	1,004,843
	1. 消防費	998,439	6,404	1,004,843
10. 教育費		3,343,740	23,308	3,367,048

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
	1. 教育総務費	392, 796	0	392, 796
	2. 小学校費	876, 741	17, 190	893, 931
	3. 中学校費	401, 036	6, 118	407, 154
	5. 保健体育費	1, 143, 870	0	1, 143, 870
歳 出 合 計		29, 872, 048	532, 296	30, 404, 344

第2表 債務負担行為補正

追 加

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
道の駅整備工事事業（建築工事）	令和6年度	1,500,000

第3表 地方債補正

追 加

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共施設 L E D化推進事業	37,000	普通貸借 又は 債券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該利率見直し後 の利率)	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ものによる。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償 還期限を短縮し、又は 繰上償還もしくは低利 に借換えすることができる。

令和 5 年度（第 6 号）

日進市一般会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 市税	16,022,779		16,022,779
2. 地方譲与税	183,700		183,700
3. 利子割交付金	7,100		7,100
4. 配当割交付金	100,000		100,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	64,000		64,000
6. 法人事業税交付金	90,000		90,000
7. 地方消費税交付金	1,900,000		1,900,000
8. ゴルフ場利用税交付金	1,600		1,600
9. 環境性能割交付金	50,000		50,000
10. 地方特例交付金	106,001		106,001
11. 地方交付税	40,000		40,000
12. 交通安全対策特別交付金	10,000		10,000
13. 分担金及び負担金	321,255		321,255
14. 使用料及び手数料	359,967		359,967
15. 国庫支出金	5,005,010	5,938	5,010,948
16. 県支出金	2,289,370	19,616	2,308,986
17. 財産収入	16,261		16,261
18. 寄附金	668,005	1,000	669,005

単位：千円

款	既定額	補正額	計
19. 繰入金	1,204,924	△851,118	353,806
20. 繰越金	300,000	1,311,245	1,611,245
21. 諸収入	845,076	8,615	853,691
22. 市債	287,000	37,000	324,000
歳入合計	29,872,048	532,296	30,404,344

歲 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 議会費	259, 997		259, 997
2. 総務費	3, 350, 836	474, 025	3, 824, 861
3. 民生費	13, 936, 540	24, 789	13, 961, 329
4. 衛生費	3, 643, 770	△966	3, 642, 804
5. 労働費	4, 058		4, 058
6. 農林水産業費	132, 242	0	132, 242
7. 商工費	378, 290		378, 290
8. 土木費	2, 790, 056	4, 736	2, 794, 792
9. 消防費	998, 439	6, 404	1, 004, 843
10. 教育費	3, 343, 740	23, 308	3, 367, 048
11. 災害復旧費	6		6
12. 公債費	981, 871		981, 871
13. 諸支出金	2, 203		2, 203
14. 予備費	50, 000		50, 000
歲 出 合 計	29, 872, 048	532, 296	30, 404, 344

単位：千円

補 正 額 の 財 源			内 訳
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2,119	37,000		434,906
4,026		1,000	19,763
1,180			△2,146
50			△50
366		1,955	2,415
		6,404	0
17,813			5,495
25,554	37,000	9,359	460,383

2 歳 入

15款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	既定額	補正額	計
2. 衛生費国庫負担金	107,781	134	107,915
計	3,581,603	134	3,581,737

15款 国庫支出金

2項 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	37,260	732	37,992
2. 民生費国庫補助金	175,033	4,026	179,059
計	401,688	4,758	406,446

15款 国庫支出金

4項 国庫交付金

1. 総務費国庫交付金	627,144	1,046	628,190
計	1,006,713	1,046	1,007,759

16款 県支出金

1項 県負担金

2. 土木費県負担金	57,050	366	57,416
計	1,410,707	366	1,411,073

16款 県支出金

2項 県補助金

1. 総務費県補助金	340	379	719
------------	-----	-----	-----

15款 国庫支出金

16款 県支出金

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 衛生費国庫負担金	134	新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費 134

2. 戸籍住民基本台帳費補助金	732	マイナンバーカード交付事務 732
2. 児童福祉費補助金	4,026	保育所等整備事業 4,026

1. 総務費国庫交付金	1,046	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,046

1. 道路橋梁費負担金	366	県道整備支援事業 366

1. 交通安全対策費補助金	379	自転車乗車用ヘルメット着用促進事業 379

16款 県支出金

2項 県補助金

目	既定額	補正額	計
4. 農林水産業費県補助金	1,898	1,423	3,321
8. 教育費県補助金	108,486	3,888	112,374
計	711,640	5,690	717,330

16款 県支出金

3項 委託金

3. 教育費委託金	180	13,560	13,740
計	152,330	13,560	165,890

18款 寄附金

1項 寄附金

6. 民生費寄附金	0	1,000	1,000
計	668,005	1,000	669,005

19款 繰入金

1項 特別会計繰入金

1. 国民健康保険特別会計繰入金	1	7,343	7,344
2. 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	8,102	8,103
3. 介護保険特別会計繰入金	4,610	15,842	20,452
計	4,612	31,287	35,899

16款 県支出金
18款 寄附金
19款 繰入金

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 農業費補助金	1,423	地域での食育の推進事業 1,423
1. 教育総務費補助金	3,888	元気な愛知の市町村づくり事業 3,888

1. 教育総務費委託金	13,560	「ラーニングの日」モデル事業 13,560

1. 児童福祉費寄附金	1,000	児童福祉費寄附金 1,000

1. 国民健康保険特別会計 繰入金	7,343	国民健康保険特別会計繰入金 7,343
1. 後期高齢者医療特別会 計繰入金	8,102	後期高齢者医療特別会計繰入金 8,102
1. 介護保険特別会計繰入 金	15,842	介護保険特別会計繰入金 15,842

19款 繼入金

2項 基金繢入金

目	既定額	補正額	計
1. 財政調整基金繢入金	778,567	△469,602	308,965
2. 公共施設整備基金繢入金	412,803	△412,803	0
計	1,200,312	△882,405	317,907

20款 繼越金

1項 繼越金

1. 繼越金	300,000	1,311,245	1,611,245
計	300,000	1,311,245	1,611,245

21款 諸收入

4項 雜入

1. 雜入	717,103	8,615	725,718
計	717,103	8,615	725,718

22款 市債

1項 市債

3. 總務債	0	37,000	37,000
計	287,000	37,000	324,000

19款 繰入金
20款 繰越金
21款 諸収入

22款 市債

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	△469,602	財政調整基金繰入金 △469,602
1. 公共施設整備基金繰入金	△412,803	公共施設整備基金繰入金 △412,803

1. 繰越金	1,311,245	前年度繰越金	1,311,245

2. 民生雑入	256	過年度収入	256
5. 土木雑入	1,955	スマートインターチェンジ整備事業負担金	1,955
6. 消防雑入	6,404	消防団員退職報償金受入金	6,404

1. 総務管理債	37,000	公共施設 L E D 化推進事業	37,000

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1. 一般管理費	937, 264	△7, 161	930, 103				△7, 161	
3. 財政管理費	15, 419	305, 356	320, 775				305, 356	
5. 財産管理費	564, 307	185, 209	749, 516		37, 000		148, 209	
7. 交通安全対策費	2, 947	758	3, 705	県 379 379			379	
11. 人事管理費	203, 050	0	203, 050	県 1, 008 1, 008			△1, 008	
計	2, 658, 186	484, 162	3, 142, 348	1, 387	37, 000		445, 775	

2 款 総務費

2 項 徴稅費

1. 税務総務費	287, 646	4, 807	292, 453				4, 807
計	381, 518	4, 807	386, 325				4, 807

2款 総務費

単位：千円

節		説明	
区分	金額	細節	
12. 委託料	△7,161		当直管理事務 宿日直業務委託料 △7,161 △7,161
12. 委託料	1,028		財政運営事務 行財政システム保守点検委託料 305,356 1,028
22. 償還金、利子及び割引料	4,328		返還金 4,328 公共施設整備基金積立金 300,000
24. 積立金	300,000		
12. 委託料	43,409		庁舎建替事業 100,000 庁舎建設基金積立金 100,000
14. 工事請負費	41,800		公共施設L E D化推進事業 85,209 設計業務委託料 43,409 工事請負費 41,800
24. 積立金	100,000		
18. 負担金、補助及び交付金	758	補助金	交通安全推進事業 758 交通安全推進事業補助金 758
			採用事務 財源補正

12. 委託料	4,807		市民税賦課事務 システム改修等委託料 4,807 4,807

2款 総務費

3項 戸籍住民基本台帳費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1. 戸籍住民基本台帳費	198,585	2,327	200,912	国 732 732			1,595	
計	198,585	2,327	200,912	732			1,595	

2款 総務費

4項 選挙費

3. 市長・市議会議員選挙費	29,363	△17,271	12,092				△17,271
計	71,529	△17,271	54,258				△17,271

3款 民生費

1項 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	2,377,572	710	2,378,282				710
2. 高齢者福祉費	937,277	714	937,991				714
3. 福祉医療費	2,520,462	6,181	2,526,643				6,181

2款 総務費

3款 民生費

単位：千円

節		説明	
区分	金額	細節	
1. 報酬	718	報酬（会計年度任用職員） 718	住民基本台帳事業 報酬（会計年度任用職員） 費用弁償（会計年度任用職員） 732 718 14
8. 旅費	14	費用弁償（会計年度任用職員） 14	総合案内・証明書等発行事業 証明発行窓口業務委託料 1,595 1,595
12. 委託料	1,595		

18. 負担金、補助及び交付金	△17,271	負担金 △17,271	市長・市議会議員選挙事務 選挙公営負担金 △17,271 △17,271

14. 工事請負費	710		社会福祉協議会・中央福祉センター運営事務 自動ドア改修工事 710 710
14. 工事請負費	714		シルバー・高齢者生きがいセンター運営事業 空調設備改修工事 714 714
11. 役務費	1,178	通信運搬費 1,178	後期高齢者医療特別会計繰出金 後期高齢者医療特別会計繰出金 2,146 2,146
12. 委託料	2,354		子ども・ひとり親家庭等医療費支給事業 通信運搬費 システム改修委託料 3,532 1,178 2,354
22. 償還金、利子及び割引料	503		自立支援医療事業 償還金 185 185
27. 繰出金	2,146		養育医療費支給事業 償還金 318 318

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
4. 福祉施設運営費	120,312	2,970	123,282				2,970	
計	6,224,641	10,575	6,235,216				10,575	

3款 民生費

2項 児童福祉費

2. 児童措置費	1,967,718	8,178	1,975,896			1,000 寄 1,000	7,178
3. 保育所費	4,044,445	6,036	4,050,481	4,026 国 4,026			2,010
計	7,345,450	14,214	7,359,664	4,026		1,000	9,188

4款 衛生費

1項 保健衛生費

3. 予防費	870,170	134	870,304	134 国 134			
5. 環境衛生費	74,235	△1,100	73,135	1,046 国 1,046			△2,146
計	1,641,224	△966	1,640,258	1,180			△2,146

6款 農林水産業費

1項 農業費

3. 農業振興費	21,332	0	21,332	50 県 50			△50
----------	--------	---	--------	---------------	--	--	-----

3款 民生費
4款 衛生費
6款 農林水產業費

単位：千円

節		細　　節	説　　明
区　分	金　額		
12. 委託料	2,970		福祉会館施設維持修繕事業 設計業務委託料 2,970 2,970

22. 償還金、利子及び割引料	8,178		子育て世帯生活支援特別給付金支給事業 返還金 母子等生活支援事業 財源補正	8,178 8,178
18. 負担金、補助及び交付金	6,036	補助金	認可保育所等整備支援事業 認可保育所等整備費補助金	6,036 6,036

18. 負担金、補助及び交付金	134	交付金	134 新型コロナウイルスワクチン接種事業 予防接種健康被害給付費	134 134
18. 負担金、補助及び交付金	△1,100	補助金	△1,100 環境基本計画推進事業 省エネ家電製品購入費補助金	△1,100 △1,100

			食育推進事業 財源補正
--	--	--	----------------

6款 農林水産業費

1項 農業費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
計	129,610	0	129,610	50			△50	

8款 土木費

2項 道路橋梁費

3. 道路整備事業費	323,675	366	324,041	県 366			
計	605,896	366	606,262	366			

8款 土木費

4項 都市計画費

1. 都市計画総務費	684,109	4,370	688,479			諸 1,955 1,955	2,415
計	1,884,108	4,370	1,888,478			1,955	2,415

9款 消防費

1項 消防費

2. 非常備消防費	41,774	6,404	48,178			諸 6,404 6,404	
計	998,439	6,404	1,004,843			6,404	

10款 教育費

1項 教育総務費

2. 事務局費	389,687	0	389,687	県 85			△85
計	392,796	0	392,796	85			△85

6款 農林水産業費
8款 土木費
9款 消防費

10款 教育費

単位：千円

節		細　　節	説　　明
区　分	金　額		

13. 使用料及び 賃借料	366		県道整備支援事業 市道用地借上料	366 366

12. 委託料	4,370		スマートインターチェンジ整備事業 スマートインターチェンジ整備業務委託料	4,370 4,370

7. 報償費	6,404	報償金	6,404	消防団事業 消防団員退職報償金	6,404 6,404

			教職員研修事業 財源補正

10款 教育費

2項 小学校費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1. 学校管理費	485,062	8,989	494,051				8,989	
2. 教育振興費	391,679	8,201	399,880	10,713 県 10,713			△2,512	
計	876,741	17,190	893,931	10,713			6,477	

10款 教育費

3項 中学校費

1. 学校管理費	219,405	1,889	221,294				1,889
2. 教育振興費	181,631	4,229	185,860	5,642 県 5,642			△1,413
計	401,036	6,118	407,154	5,642			476

10款 教育費

单位：千円

節				説明
区分	金額	細節		
10. 需用費	6,129	消耗品費	6,129	小学校管理事業 校用消耗品費 8,989 6,129
14. 工事請負費	2,860			学校施設維持管理工事 2,860
1. 報酬	7,526	報酬（会計年度任用職員）	7,526	小学校運営事業 報酬（会計年度任用職員） 8,201 7,526
3. 職員手当等	215	期末手当（会計年度任用職員）	215	期末手当（会計年度任用職員） 215 費用弁償（会計年度任用職員） 426 消耗品費 34
8. 旅費	426	費用弁償（会計年度任用職員）	426	
10. 需用費	34	消耗品費	34	

10. 需用費	1,889	消耗品費	1,889	中学校管理事業 校用消耗品費 1,889 1,889
1. 報酬	3,870	報酬（会計年度任用職員）	3,870	中学校運営事業 報酬（会計年度任用職員） 4,229 3,870
3. 職員手当等	129	期末手当（会計年度任用職員）	129	期末手当（会計年度任用職員） 129 費用弁償（会計年度任用職員） 213 消耗品費 17
8. 旅費	213	費用弁償（会計年度任用職員）	213	
10. 需用費	17	消耗品費	17	

10款 教育費

5項 保健体育費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
3. 学校給食費	893,849	0	893,849	1,373 県			△1,373	
計	1,143,870	0	1,143,870	1,373			△1,373	

10款 教育費

单位：千円

節		細　　節	説　　明
区　分	金　額		
			学校給食調理事業 財源補正

給与費明細書

一般職

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	505 (535)	710,096	1,916,530	1,522,512	4,149,138	945,101	5,094,239	
補正前	505 (519)	697,982	1,916,530	1,522,168	4,136,680	945,101	5,081,781	
比較	0 (16)	12,114	0	344	12,458	0	12,458	

備考 職員数()内は、短時間勤務職員及び会計年度任用職員について外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補正後	44,986	260,810	30,607	22,534	37	113,861
	補正前	44,986	260,810	30,607	22,534	37	113,861
	比較	0	0	0	0	0	0
	区分	宿日直手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補正後	700	63,143	575,579	383,675	26,280	300
	補正前	700	63,143	575,235	383,675	26,280	300
	比較	0	0	344	0	0	0

ア 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	0 (500)	710,096		110,223	820,319		820,319	
補正前	0 (484)	697,982		109,879	807,861		807,861	
比較	0 (16)	12,114		344	12,458		12,458	

備考 職員数()内は、短時間勤務職員について外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補正後						
	補正前						
	比較						
	区分	宿日直手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補正後			110,223			
	補正前			109,879			
	比較			344			

債務負担行為で令和6年度以降にわたるものについての令和4年度末までの支出額及び
令和5年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	令和4年度末までの支出額		令和5年度以降の支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国 県 支 出 金	地方債	その他	
西部保育園駐車場用地取得事業	75,796	令和3～4年度	26,688	令和5～7年度	49,108				49,108
西部保育園用地取得事業	273,351			令和6～10年度	273,351				273,351
スマートインターインターチェンジ用地取得事業	525,581			令和6～9年度	525,581	72,804			452,777
(都) 野方三ツ池公園線用地取得事業	107,885			令和6～10年度	107,885	28,633			79,252
尾張土地開発公社に対する債務保証	982,613			令和10年度まで					
マイナンバーカード交付予約・管理システム導入事業	8,614	令和4年度	1,716	令和5～8年度	6,898	6,898			
中学校A L T業務委託事業	9,526			令和5～6年度	9,526				9,526
道の駅整備工事事業	416,088			令和6年度	416,088	114,251	262,000		39,837
香久山西部土地区画整理地区外関連工事事業	45,090			令和6年度	45,090	5,636	31,900		7,554
道の駅整備工事事業 (建築工事)	1,500,000			令和6年度	1,500,000	750,000	607,000		143,000
米野木台西保育園指定管理委託事業	816,492	令和2～4年度	429,000	令和5～6年度	387,492	1,958		39,964	345,570
中央福祉センター・福祉情報センター指定管理委託事業	148,500	令和2～4年度	81,000	令和5～6年度	67,500				67,500
市民会館・ふれあい工房指定管理委託事業	668,864	令和3～4年度	230,460	令和5～7年度	438,404				438,404
高齢者生きがい活動センター指定管理委託事業	24,200	令和4年度	4,400	令和5～8年度	19,800				19,800

債務負担行為で令和6年度以降にわたるものについての令和4年度末までの支出額及び
令和5年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	令和4年度末までの支出額		令和5年度以降の支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国 県 支 出 金	地方債	その他	
にっしん子育て総合支援センター指定管理委託事業	204,600	令和4年度	37,200	令和5～8年度	167,400	108,644			58,756
障害者福祉センター指定管理委託事業	343,670	令和4年度	62,485	令和5～8年度	281,185	62,028			219,157
生涯学習プラザ指定管理委託事業	86,031	令和4年度	15,664	令和5～8年度	70,367				70,367
総合運動公園、市営テニスコート・グランド指定管理委託事業	295,350	令和4年度	53,700	令和5～8年度	241,650				241,650
スポーツセンター指定管理委託事業	450,450	令和4年度	83,330	令和5～8年度	367,120				367,120
上納池スポーツ公園指定管理委託事業	126,357	令和4年度	22,974	令和5～8年度	103,383				103,383
岩崎城歴史記念館、展望塔岩崎城、岩崎城址公園及び旧市川家住宅指定管理委託事業	256,659			令和5～9年度	256,659				256,659
合 計	7,365,717		1,048,617		5,334,487	1,150,852	900,900	39,964	3,242,771

地方債の令和3年度末及び令和4年度末における現在高
並びに令和5年度末における現在高の見込みに関する調書

単位：千円

区分	令和3年度末 現在高	令和4年度末 現在高	令和5年度中増減見込み		令和5年度末 現在高見込額
			令和5年度中 起債見込額	令和5年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	5,891,515	5,644,953	672,000	716,552	5,600,401
(1) 総務			37,000		37,000
(2) 民生	559,755	473,617		76,742	396,875
(3) 土木	328,661	658,816	287,000	80,785	865,031
(4) 消防		51,000		5,200	45,800
(5) 教育	5,003,099	4,461,520	348,000	553,825	4,255,695
2. その他	1,488,220	1,268,080		195,130	1,072,950
(1) 住民税等減税補てん債	151,975	98,402		41,446	56,956
(2) 臨時財政対策債	1,336,245	1,169,678		153,684	1,015,994
合 計	7,379,735	6,913,033	672,000	911,682	6,673,351

議案第 72 号

令和 5 年度日進市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 5 年度日進市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を次のとおり提出します。

令和 5 年 8 月 30 日提出

日進市長 近藤 裕貴

提案理由

地方自治法第 218 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和5年度（第1号）

日進市国民健康保険特別会計補正予算書

令和5年度日進市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度日進市の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,793千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,931,011千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月30日提出

日進市長 近藤裕貴

第1表

歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
3. 財産収入		342	260	602
	1. 財産運用収入	342	260	602
4. 繰入金		909,168	△77,384	831,784
	2. 基金繰入金	440,000	△77,384	362,616
5. 繰越金		1	99,567	99,568
	1. 繰越金	1	99,567	99,568
7. 国庫支出金		0	350	350
	1. 国庫補助金	0	350	350
歳入合計		6,908,218	22,793	6,931,011

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 保険給付費		4, 533, 138	0	4, 533, 138
	4. 出産育児諸費	35, 015	0	35, 015
3. 国民健康保険事業費 納付金		2, 224, 824	14, 144	2, 238, 968
	1. 医療給付費分	1, 507, 358	26, 834	1, 534, 192
	2. 後期高齢者支援金等 分	525, 679	△5, 686	519, 993
	3. 介護納付金分	191, 787	△7, 004	184, 783
6. 基金積立金		342	260	602
	1. 基金積立金	342	260	602
8. 諸支出金		10, 267	8, 389	18, 656
	1. 償還金及び還付金	10, 266	1, 046	11, 312
	2. 繰出金	1	7, 343	7, 344
歳 出 合 計		6, 908, 218	22, 793	6, 931, 011

令和5年度（第1号）

日進市国民健康保険特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 国民健康保険税	1,400,673		1,400,673
2. 県支出金	4,592,874		4,592,874
3. 財産収入	342	260	602
4. 繰入金	909,168	△77,384	831,784
5. 繰越金	1	99,567	99,568
6. 諸収入	5,160		5,160
7. 国庫支出金	0	350	350
歳入合計	6,908,218	22,793	6,931,011

歲 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	39, 644		39, 644
2. 保険給付費	4, 533, 138	0	4, 533, 138
3. 国民健康保険事業費納付金	2, 224, 824	14, 144	2, 238, 968
4. 財政安定化基金拠出金	1		1
5. 保健事業費	90, 001		90, 001
6. 基金積立金	342	260	602
7. 公債費	1		1
8. 諸支出金	10, 267	8, 389	18, 656
9. 予備費	10, 000		10, 000
歲 出 合 計	6, 908, 218	22, 793	6, 931, 011

単位：千円

補 正 額 の 財 源			内 訳
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		350	△350
			14,144
		260	0
			8,389
		610	22,183

2 歳 入

3 款 財産収入

1 項 財産運用収入

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 利子及び配当金	342	260	602
計	342	260	602

4 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1. 基金繰入金	440,000	△77,384	362,616
計	440,000	△77,384	362,616

5 款 繰越金

1 項 繰越金

1. 繰越金	1	99,567	99,568
計	1	99,567	99,568

7 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

1. 健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金	0	350	350
計	0	350	350

3款 財産収入
4款 繰入金
5款 繰越金

7款 国庫支出金

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 預金利子	260	基金積立金利子
		260

1. 基金繰入金	△77,384	基金繰入金	△77,384

1. 繰越金	99,567	繰越金	99,567

1. 健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金	350	健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金	350

3 歳 出

2 款 保険給付費

4 項 出産育児諸費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源		一般財源	
				国県支出金	地方債		その他
1. 出産育児一時金	35,000	0	35,000	国 350		350	△350
計	35,015	0	35,015			350	△350

3 款 国民健康保険事業費納付金

1 項 医療給付費分

1. 一般被保険者医療給付費分	1,506,992	26,834	1,533,826				26,834
計	1,507,358	26,834	1,534,192				26,834

3 款 国民健康保険事業費納付金

2 項 後期高齢者支援金等分

1. 一般被保険者後期高齢者支援金等分	525,679	△5,686	519,993				△5,686
計	525,679	△5,686	519,993				△5,686

3 款 国民健康保険事業費納付金

3 項 介護納付金分

1. 介護納付金分	191,787	△7,004	184,783				△7,004
計	191,787	△7,004	184,783				△7,004

6 款 基金積立金

1 項 基金積立金

1. 基金積立金	342	260	602				260 財 260
----------	-----	-----	-----	--	--	--	-----------------

2款 保険給付費
 3款 国民健康保険事業費納付金
 6款 基金積立金

単位：千円

節		細　　節	説　　明
区　分	金　額		
			出産育児一時金 財源補正

18. 負担金、補助及び交付金	26,834	負担金	26,834	一般被保険者医療給付費分 一般被保険者医療給付費分納付金	26,834 26,834

18. 負担金、補助及び交付金	△5,686	負担金	△5,686	一般被保険者後期高齢者支援金等分 一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金	△5,686 △5,686

18. 負担金、補助及び交付金	△7,004	負担金	△7,004	介護納付金分 介護納付金分納付金	△7,004 △7,004

24. 積立金	260			基金積立金 国民健康保険特別会計運用基金積立金	260 260

6款 基金積立金

1項 基金積立金

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債	
計	342	260	602			260

8款 諸支出金

1項 償還金及び還付金

3. 償還金	1	1,046	1,047				1,046
計	10,266	1,046	11,312				1,046

8款 諸支出金

2項 繰出金

1. 一般会計繰出金	1	7,343	7,344				7,343
計	1	7,343	7,344				7,343

6款 基金積立金
8款 諸支出金

単位：千円

節		細　　節	説　　明
区　分	金　額		

22. 償還金、利子及び割引料	1,046		償還金 償還金	1,046 1,046

27. 繰出金	7,343		一般会計繰出金 一般会計繰出金	7,343 7,343

議案第73号

令和5年度日進市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和5年度日進市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を次のとおり提出します。

令和5年8月30日提出

日進市長 近藤 裕貴

提案理由

地方自治法第218条第1項に基づき提案するものであります。

令和5年度（第1号）

日進市後期高齢者医療特別会計補正予算書

令和5年度日進市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和5年度日進市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,261千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,201,126千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月30日提出

日進市長 近藤裕貴

第1表

歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
3. 繰入金		912,559	2,146	914,705
	1. 一般会計繰入金	912,559	2,146	914,705
4. 繰越金		1	10,115	10,116
	1. 繰越金	1	10,115	10,116
歳入合計		2,188,865	12,261	2,201,126

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		2, 112, 206	4, 159	2, 116, 365
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	2, 112, 206	4, 159	2, 116, 365
3. 諸支出金		2, 102	8, 102	10, 204
	2. 繰出金	1	8, 102	8, 103
歳 出 合 計		2, 188, 865	12, 261	2, 201, 126

令和5年度（第1号）

日進市後期高齢者医療特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料	1,228,790		1,228,790
2. 寄附金	1		1
3. 繰入金	912,559	2,146	914,705
4. 繰越金	1	10,115	10,116
5. 諸収入	47,514		47,514
歳入合計	2,188,865	12,261	2,201,126

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	73, 557		73, 557
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	2, 112, 206	4, 159	2, 116, 365
3. 諸支出金	2, 102	8, 102	10, 204
4. 予備費	1, 000		1, 000
歳 出 合 計	2, 188, 865	12, 261	2, 201, 126

単位：千円

補 正 額 の 財 源			内 訳
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		2, 146	2, 013
			8, 102
		2, 146	10, 115

2 歳 入

3 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	既 定 額	補 正 額	計
3. 療養給付費市負担分繰入金	709, 085	2, 146	711, 231
計	912, 559	2, 146	914, 705

4 款 繰越金

1 項 繰越金

1. 繰越金	1	10, 115	10, 116
計	1	10, 115	10, 116

3款 繼入金
4款 繼越金

单位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 療養給付費市負担分繰入金	2,146	療養給付費市負担分繰入金過年度分
		2,146

1. 繰越金	10,115	繰越金	10,115

3 歳 出

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1. 後期高齢者医療広域連合納付金	2,112,206	4,159	2,116,365			2,146 繰入 2,146	2,013	
計	2,112,206	4,159	2,116,365			2,146	2,013	

3 款 諸支出金

2 項 繰出金

1. 一般会計繰出金	1	8,102	8,103				8,102
計	1	8,102	8,103				8,102

2款 後期高齢者医療広域連合納付金
3款 諸支出金

単位：千円

節		細　　節	説　　明	
区　分	金　額			
18. 負担金、補助及び交付金	4,159	負担金	4,159	後期高齢者医療広域連合納付金 保険料等負担金 療養給付費負担金過年度分
				4,159 2,013 2,146

27. 繰出金	8,102		一般会計繰出金 一般会計繰出金	8,102 8,102

議案第74号

令和5年度日進市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

令和5年度日進市介護保険特別会計補正予算（第1号）を次のとおり提出します。

令和5年8月30日提出

日進市長 近藤 裕貴

提案理由

地方自治法第218条第1項に基づき提案するものであります。

令和5年度（第1号）

日進市介護保険特別会計補正予算書

令和5年度日進市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度日進市の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65,380千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,058,538千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月30日提出

日進市長 近藤裕貴

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
4. 支払基金交付金		1,527,532	3,856	1,531,388
	1. 支払基金交付金	1,527,532	3,856	1,531,388
8. 繰入金		1,187,282	9,851	1,197,133
	2. 基金繰入金	320,426	9,851	330,277
9. 繰越金		7,000	51,673	58,673
	1. 繰越金	7,000	51,673	58,673
歳入合計		5,993,158	65,380	6,058,538

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3. 地域支援事業等費		311, 387	△1, 844	309, 543
	1. 地域支援事業費	307, 667	△1, 844	305, 823
7. 諸支出金		13, 710	67, 224	80, 934
	1. 償還金及び還付加算 金	9, 100	51, 382	60, 482
	2. 繰出金	4, 610	15, 842	20, 452
歳 出 合 計		5, 993, 158	65, 380	6, 058, 538

令和5年度（第1号）

日進市介護保険特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 保険料	1,329,711		1,329,711
2. 使用料及び手数料	30		30
3. 国庫支出金	1,099,907		1,099,907
4. 支払基金交付金	1,527,532	3,856	1,531,388
5. 県支出金	839,091		839,091
6. 財産収入	603		603
7. 寄附金	1		1
8. 繰入金	1,187,282	9,851	1,197,133
9. 繰越金	7,000	51,673	58,673
10. 諸収入	2,001		2,001
歳入合計	5,993,158	65,380	6,058,538

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	83, 574		83, 574
2. 保険給付費	5, 581, 882		5, 581, 882
3. 地域支援事業等費	311, 387	△1, 844	309, 543
4. 財政安定化基金拠出金	1		1
5. 基金積立金	603		603
6. 公債費	1		1
7. 諸支出金	13, 710	67, 224	80, 934
8. 予備費	2, 000		2, 000
歳 出 合 計	5, 993, 158	65, 380	6, 058, 538

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			△1,844
			67,224
			65,380

2 歳 入

4 款 支払基金交付金

1 項 支払基金交付金

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 介護給付費交付金	1,482,279	3,856	1,486,135
計	1,527,532	3,856	1,531,388

8 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1. 基金繰入金	320,426	9,851	330,277
計	320,426	9,851	330,277

9 款 繰越金

1 項 繰越金

1. 繰越金	7,000	51,673	58,673
計	7,000	51,673	58,673

4款 支払基金交付金
8款 繰入金
9款 繰越金

单位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 過年度分	3,856	過年度分

1. 基金繰入金	9,851	介護保険準備基金繰入金	9,851

1. 繰越金	51,673	繰越金	51,673

3 歳 出

3 款 地域支援事業等費

1 項 地域支援事業費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1. 介護予防・生活支援総合事業費	168,396	△1,844	166,552				△1,844	
計	307,667	△1,844	305,823				△1,844	

7 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

2. 償還金	7,000	51,382	58,382				51,382
計	9,100	51,382	60,482				51,382

7 款 諸支出金

2 項 繰出金

1. 一般会計繰出金	4,610	15,842	20,452				15,842
計	4,610	15,842	20,452				15,842

3款 地域支援事業等費
7款 諸支出金

单位：千円

節		細　　節	説　　明	
区　分	金　額			
18. 負担金、補助及び交付金	△1,844	負担金	△1,844	介護予防・生活支援サービス事業費 車両購入費負担金
				△1,844 △1,844

22. 償還金、利子及び割引料	51,382		償還金 返還金	51,382 51,382

27. 繰出金	15,842		一般会計繰出金 一般会計繰出金	15,842 15,842

議案第 75 号

令和 5 年度日進市三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 5 年度日進市三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）を次のとおり提出します。

令和 5 年 8 月 30 日提出

日進市長 近藤 裕貴

提案理由

地方自治法第 218 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和 5 年度（第 1 号）

日進市三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計補正予算書

令和5年度日進市三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度日進市の三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計の補正予算（第1号）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,092千円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ13,338千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳
出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月30日提出

日進市長 近藤裕貴

第1表

歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
4. 繰越金		1	3,092	3,093
	1. 繰越金	1	3,092	3,093
歳入合計		10,246	3,092	13,338

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 諸支出金		16	3,092	3,108
	1. 基金費	16	3,092	3,108
歳 出 合 計		10,246	3,092	13,338

令和5年度（第1号）

日進市三ヶ峯台団地汚水処理事業特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 下水事業収入	6,122		6,122
2. 財産収入	15		15
3. 繰入金	4,106		4,106
4. 繰越金	1	3,092	3,093
5. 諸収入	2		2
歳入合計	10,246	3,092	13,338

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	10, 130		10, 130
2. 諸支出金	16	3, 092	3, 108
3. 予備費	100		100
歳 出 合 計	10, 246	3, 092	13, 338

単位：千円

補 正 額 の 財 源			内 訳
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		3,092	0
		3,092	0

2 歳 入

4 款 繰越金

1 項 繰越金

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 繰越金	1	3,092	3,093
計	1	3,092	3,093

4款 繰越金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 繰越金	3,092	繰越金 3,092

3 歳 出

2款 諸支出金

1項 基金費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1. 基金費	16	3,092	3,108			3,092 繰越 3,092		
計	16	3,092	3,108			3,092		

2款 諸支出金

单位：千円

節		細　　節	説　　明
区　分	金　額		
24. 積立金	3,092		基金積立金 財政調整基金積立金 3,092 3,092

議案第 76 号

令和 5 年度日進市南山エピック団地汚水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
について

令和 5 年度日進市南山エピック団地汚水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）を次のとおり提出します。

令和 5 年 8 月 30 日提出

日進市長 近藤 裕貴

提案理由

地方自治法第 218 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和5年度（第1号）

日進市南山エピック団地汚水処理事業特別会計補正予算書

令和5年度日進市南山エピック団地汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度日進市の南山エピック団地汚水処理事業特別会計の補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,387千円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ16,649千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳
出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月30日提出

日進市長 近藤裕貴

第1表

歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
4. 繰越金		1	2,387	2,388
	1. 繰越金	1	2,387	2,388
歳入合計		14,262	2,387	16,649

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 諸支出金		15	2, 387	2, 402
	1. 基金費	15	2, 387	2, 402
歳 出 合 計		14, 262	2, 387	16, 649

令和5年度（第1号）

日進市南山エピック団地汚水処理事業特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 下水事業収入	6,041		6,041
2. 財産収入	14		14
3. 繰入金	8,204		8,204
4. 繰越金	1	2,387	2,388
5. 諸収入	2		2
歳入合計	14,262	2,387	16,649

歲 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	14, 147		14, 147
2. 諸支出金	15	2, 387	2, 402
3. 予備費	100		100
歲 出 合 計	14, 262	2, 387	16, 649

単位：千円

補 正 額 の 財 源			内 訳
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		2,387	0
		2,387	0

2 歳 入

4 款 繰越金

1 項 繰越金

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 繰越金	1	2, 387	2, 388
計	1	2, 387	2, 388

4款 繰越金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 繰越金	2,387	繰越金 2,387

3 歳 出

2款 諸支出金

1項 基金費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1. 基金費	15	2,387	2,402			2,387 繰越 2,387		
計	15	2,387	2,402			2,387		

2款 諸支出金

单位：千円

節		細　　節	説　　明
区　分	金　額		
24. 積立金	2,387		基金積立金 財政調整基金積立金 2,387 2,387

議案第 77 号

令和 5 年度日進市五色園団地汚水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 5 年度日進市五色園団地汚水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）を次のとおり提出します。

令和 5 年 8 月 30 日提出

日進市長 近藤 裕貴

提案理由

地方自治法第 218 条第 1 項に基づき提案するものであります。

令和 5 年度（第 1 号）

日進市五色園団地汚水処理事業特別会計補正予算書

令和5年度日進市五色園団地汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度日進市の五色園団地汚水処理事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,418千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75,123千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和5年8月30日提出

日進市長 近藤裕貴

第1表

歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
4. 繰越金		1	7,418	7,419
	1. 繰越金	1	7,418	7,419
歳入合計		67,705	7,418	75,123

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 諸支出金		69	7, 418	7, 487
	1. 基金費	69	7, 418	7, 487
歳 出 合 計		67, 705	7, 418	75, 123

令和5年度（第1号）

日進市五色園団地汚水処理事業特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 下水事業収入	41,120		41,120
2. 財産収入	68		68
3. 繰入金	26,513		26,513
4. 繰越金	1	7,418	7,419
5. 諸収入	3		3
歳入合計	67,705	7,418	75,123

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	67, 536		67, 536
2. 諸支出金	69	7, 418	7, 487
3. 予備費	100		100
歳 出 合 計	67, 705	7, 418	75, 123

単位：千円

補 正 額 の 財 源			内 訳
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		7,418	0
		7,418	0

2 歳 入

4 款 繰越金

1 項 繰越金

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 繰越金	1	7, 418	7, 419
計	1	7, 418	7, 419

4款 繰越金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 繰越金	7,418	繰越金 7,418

3 歳 出

2款 諸支出金

1項 基金費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1. 基金費	69	7,418	7,487			7,418 繰越 7,418		
計	69	7,418	7,487			7,418		

2款 諸支出金

单位：千円

節		細　　節	説　　明
区　分	金　額		
24. 積立金	7,418		基金積立金 財政調整基金積立金 7,418 7,418

議案第78号

日進市道の駅地域振興施設の指定管理者の指定について

次のとおり日進市道の駅地域振興施設の指定管理者を指定するものとする。

令和5年8月30日提出

日進市長 近藤 裕貴

- 1 公の施設の名称 日進市道の駅地域振興施設
- 2 指定管理者の名称 株式会社ファーマーズ・フォレスト
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるからであります。

議案第78号 参考資料1

指定管理者の概要について

ふりがな 団体名	かぶしきがいしゃ 株式会社ファーマーズ・フォレスト
所在地	〒321-2118 栃木県宇都宮市新里町丙254番地
代表者	代表取締役 松本 謙
設立年月日	平成19年7月31日
従業員数	319名
沿革	<p>平成19年 創業・設立</p> <p>平成20年 宇都宮市農林公園「ろまんちっく村」運営開始（現「道の駅うつのみや ろまんちっく村」）</p> <p>平成24年 第二種旅行業取得「えにしトラベル」開業</p> <p>平成24年 栃木県アンテナショップ「とちまるショップ」開業</p> <p>平成27年 栃木市アンテナショップ「まちの駅コエド市場」開業</p> <p>平成28年 「道の駅ましこ」開業</p> <p>平成30年 「うるマルシェ（農水産業振興戦略拠点施設）」開業</p> <p>令和2年 「道の駅おおぎみ やんばるの森ビジターセンター」開業</p> <p>令和3年 「あまわりパーク」開業</p> <p>令和4年 「道の駅ふくしま」開業</p> <p>令和4年 「宇都宮美術館ミュージアムショップ」運営開始</p> <p>令和5年 「（仮称）道の駅こうのす」受託（令和8年開業予定）</p> <p>令和5年 「道の駅湘南ちがさき」受託（令和7年開業予定）</p>
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生施策で明記された稼ぐ地域を創造する司令塔としての役割を担う「地域商社」のフロントランナーとして、課題解決型事業を展開 ・拠点運営事業（道の駅、地域振興施設等の運営）、地域商社事業（アンテナショップ、Eコマース事業、中規模流通、物流事業）、第二種旅行業（各種ツーリズム、着地型観光事業）、農業（認定農業者）、醸造事業（ブルワリー）、プロデュース＆コンサルティング事業、クリエイティブメディア事業等
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省「地域未来牽引企業」 ・環境省「地域循環共生圏（ローカルSDGs）認定企業」

議案第78号 参考資料1

	発注者	施設所在県名	施設名	管理内容	管理期間
管理実績	宇都宮市	栃木県	道の駅うつのみや ろまんちっく村	地域振興施設等 の維持管理・運営	H30.4～ R10.3
	うるま市	沖縄県	うるマルシェ	農水産業振興戦 略拠点施設等の 維持管理・運営	H30.11～ R7.3
	大宜味村	沖縄県	道の駅おおぎみ やんばるの森ビジ ターセンター	地域振興施設等 の維持管理・運営	H31.4～ R6.3
	栃木県	栃木県	とちまるショップ	アンテナショッ プの運営	R4.4～ R9.3
	福島市	福島県	道の駅ふくしま	地域振興施設等 の維持管理・運 営	R4.4～ R14.3
	うるま市	沖縄県	あまわりパーク	施設全体の維持 管理・運営	R5.4～ R6.3
	宇都宮市	栃木県	宇都宮美術館ミュ ージアムショップ	ミュージアムシ ョップの運営	R5.4～ R6.3
財政状況 (単位:千円)					
年 度		令和2年度		令和3年度	
総収入		2,837,996		3,076,437	
総支出		2,834,980		3,060,896	
当期損益		3,016		15,541	
累積損益		157,033		172,573	
				198,503	

議案第78号 参考資料2

日進市道の駅地域振興施設の指定管理者の候補者の選定について

1 対象施設

施設名称　日進市道の駅地域振興施設
所在地　日進市本郷町前田33番地
敷地面積　約12,200m²
構造　鉄骨造平屋建 地上1階
開設年月日　令和7年（予定）

2 指定管理者の指定方法

公募による。

3 提案の概要

- ・現金決済だけでなく、キャッシュレス対応の決済方式や店舗とEコマースを融合したOMO方式（オンラインとオフラインを融合した販売方式）の運営により、あらゆる世代の利便性を高める。
- ・独自開発した周遊アプリケーションシステムを導入し、周辺地域との回遊性を高める。
- ・飲食施設には、日常、観光、ビジネス等に対応した「定番メニュー」と「名物・映えメニュー」をバランスよく設定する。
- ・開駅前に出荷者協議会を設置し、出荷の規約、品質基準等を定め、出荷者への公正公平な販売機会を担保する。
- ・市と協議の上、収益の一部を納付金とは別に支出する。
- ・専門知識を有する業務以外は、市内の事業者に優先して発注又は業務委託を行うとともに、地元雇用100パーセントの達成を目標とする。
- ・発災時には、一時避難者を受け入れるとともに、市と連携の上、食糧、生活物資等の供給を担い、地域商社ネットワーク及び独自物流網を活用する。

提案額

単位：千円（消費税込）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度
指定管理料	0	0	0
納付金	3,500	3,500	3,500

	令和10年度	令和11年度	合計
指定管理料	0	0	0
納付金	3,500	3,500	17,500

議案第78号 参考資料2

4 主な委員意見（評価できる点）

- ・市がこれから進もうとする方向を上手にくみ取っていたこと。
- ・現状認識が現実的であること。
- ・他者よりも実績があり運営できると感じた。
- ・飲食メニューにオリジナリティの充実、地元素材の活用意欲が見られる。
- ・地元の方と共に育てる道の駅が共感を持てる。

5 審査結果

審査基準	審査項目	配点	株式会社ファーマーズ・ファレスト	申請者2	申請者3
1 市民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。（条例第4条第1号）	①本施設管理に関する基本的な考え方	50	44	43	20
	②利用促進に関する考え方及び概要	50	43	43	20
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に發揮すること。（同条第2号）	①情報発信（休憩・情報発信施設の活用を含む）	50	43	45	24
	②飲食施設の運営	100	87	76	38
	③農産物直売・物販施設の運営	100	86	88	41
	④子育て支援施設の運営	75	61	64	31
	⑤屋外（屋外広場、半屋外空間等）の活用	50	42	43	23
	⑥多目的施設（多目的室・調理室）の活用	50	41	41	22
	⑦地域貢献	50	45	42	23

議案第78号 参考資料2

	⑧その他自主事業等	50	44	39	23
3 事業計画書の内容が施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。(同条第3号)	①事業の収支に関する事項	100	80	83	45
	②本施設の維持管理等	50	45	42	26
	③危機管理体制・リスクマネジメント	75	67	60	34
4 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。(同条第4号)	①管理運営実績	50	47	43	0
	②本施設の管理運営に必要な人員	50	42	42	27
	③組織体制	50	43	42	25
合 計		1000	860	836	422